

知って安心 年金のはなし

国民年金保険料を納めるのが困難なとき…

平成19年度（平成19年7月分～平成20年6月分）の国民年金保険料免除、若年者納付猶予（30歳未満の方の保険料の猶予）の申請を受け付けています。免除、納付猶予の申請を希望される場合は、伊奈庁(舎)国保(年金)課まで申請してください。承認期間は、それぞれの基準に該当した場合、その年度内に申請をすれば、その年度の7月までさかのぼって承認されることになりました。ただし、初診日や死亡日の後に免除などの申請がされ、さかのぼって承認された免除期間などについては、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給するために必要な期間としてカウントされません。お早めに申請してください。

○申請に必要なもの○

- ・年金手帳、印鑑
- ・平成19年1月1日以降に転入された場合は、平成19年度課税証明書
- ・申請する年度または前年度において失業したことにより申請を行うときは、「雇用保険受給資格者証」、「雇用保険被保険者離職票等」の写し

申請は原則として毎年度必要です。なお、全額免除（一部納付を除く）及び若年者納付猶予の承認を受けた方が翌年度以降も引き続き同様の免除の承認を希望される場合は、予め継続の意思表示をしていただくことにより、継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。

す（失業や災害を事由とする認定を除く）。ただし、承認の区分が変更されたときまたは、所得の確認ができないときは改めて申請が必要となります。免除の種類は「全額免除」と「3種類の一部納付制度」になります。平成19年度の1ヶ月の保険料は次のとおりです。

- ・全額免除 0円
- ・4分の1納付 3千530円
- ・半額納付 7千050円
- ・4分の3納付 1万580円
- ・全額納付 1万4千100円

※ご注意ください！
（免除がない場合）

一部納付制度は、納付すべき保険料を納付しなかった場合、一部免除が無効になり、未納と同じ扱いになります。（受給資格期間には含まれません。）

全額免除期間や一部納付期間にかかると老齢基礎年金の計算

は、保険料を全額納付した場合と比較して次のとおりです。

- ・全額免除 6分の2
- ・4分の1納付 6分の3
- ・半額納付 6分の4
- ・4分の3納付 6分の5

※免除された保険料については、10年以内であれば後から納付（追納）することができます。ただし、承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は加算額が上乗せされます。

●所得基準

全額免除や一部納付制度の対象となる所得基準は、本人・配偶者・世帯主の前年所得が左の金額以下であることが必要です。

- ・全額免除 57万円+扶養親族の人数×35万円
- ・4分の1納付 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- ・半額納付 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- ・4分の3納付 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

す。

若年者納付猶予（30歳未満の方の保険料の猶予）の所得基準は、本人と配偶者の前年所得が下の金額以下であることが必要です。

※若年者納付猶予を受けた期間は、老齢基礎年金を受給するための期間には含まれますが、年金額には反映しません。

納付猶予期間について、10年以内であれば後から納付（追納）することができます。ただし、承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、加算額が上乗せされます。

※年度の途中で30歳に到達する方については、到達する月の前月までの承認になります。（1日生まれの方は、前々月までの承認）

- ・若年者納付猶予 57万円+扶養親族の人数×35万円

◆問い合わせ先

- ・土浦社会保険事務所 ☎029-824-7121
- ・伊奈庁舎国保年金課 ☎58-2111 (内線1180～1187)